

平成24年4月25日

会員の処分

社団法人日本証券投資顧問業協会

当協会は、下記のとおり、定款第13条第1項の規定に基づく会員の処分を行いました。

記

プライオール投資顧問株式会社（会員番号011-02103号）

株式会社アイアムプロパティ（会員番号012-02212号）

処分の種類及び程度

除名

処分の対象となった事実

定款第9条に規定する会費を、所定の期日までに納入しなかったこと
による定款違反

以上